

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年11月28日

証拠説明書(D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士	山 内 喜 明	
同	茅 根 熙 和	
同	春 原 誠	
同	江 口 正 夫	
同	池 田 秀 雄	
同	長 原 悟	
同	八 木 宏 八	
同	濱 松 治 雄	
同	川 島 慶	

上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第55号証

証拠の標目	規制委は法律に基づいて行政を進めるべきだ (エネルギーフォーラム2014年10月号所収) [26, 27頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年10月1日
作 成 者	森嶌昭夫
立 証 趣 旨	本書証は、民法・環境法の研究者（弁護士・名古屋大学名誉教授）への原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合等についてのインタビューの内容を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・「有識者会合は、法律のどこにも位置付けられていません。」として、有識者会合が法的根拠を欠くことが指摘されていること（準備書面(26)第3章第1（18頁）：本書証26頁） ・「例えば、公正取引委員会は同じ3条機関ですが、独禁法違反などの審査を行う時は、証拠を提出させ、反論を認めます。規制権限を持っている規制委は、

	<p>規制を受ける側に何を具体的に立証すれば規制条件をクリアするのか示さなければいけない。(略)しかし、破碎帯の評価ではこういうプロセスがない。法律でいう適正な手続きが保障されていません。」として、有識者会合は行政手続としての手続保障が講じられていないと指摘されていること(準備書面(26) 第3章第1(18頁):本書証26, 27頁)</p>
--	--

乙D第56号証

証拠の標目	編集長インタビュー 規制委は民主的な運営に欠けて いる 石橋忠雄弁護士に聞く (エネルギーレビュー2015年2月号所収) [44, 45頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月20日
作成者	石橋忠雄
立証趣旨	<p>本書証は、弁護士（青森県弁護士会所属）への原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合等についてのインタビューの内容を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「六つの原子力発電所を対象に行われている敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、特に日本原電の敦賀発電所のそれをめぐる一連の混乱は、正に『法律による行政』が行われていないことを如実に示していると感じています。」として、有識者会合は行政手続としての手続保障が講じられていないと指摘されていること（準備書面(26)第3章第1（18頁）：本書証45頁） ・「有識者会合の法的位置付けが極めて曖昧なことが一因と考えます。原子力規制委員会設置法一三条によれば、規制委には原子炉安全専門審査会等を置くこ

	<p>ととされています。しかし、こうした法定の審議会とこの有識者会合とはまったく無関係のようです。ちなみに、法定の審議会である原子炉安全専門審査会等の設置は、規制委が設置されてから一年以上経ってから行われており、その役割も極めて限定的なものとされていますが、その経緯や趣旨に関し、これまで規制委から公式的な見解は示されていないように思います。また、規制委のこれまでの説明によれば、この有識者会合は、四つの学会から推薦された研究者から成る組織とされています。しかし、わが国に多数の学会がある中、どういう理由からこの四つの学会だけに人選を依頼したのか、しかも敦賀発電所については、変動地形学者が四名中三名というかたよった人選がなされていますが、その経緯等も明らかにされていません。」として、有識者会合が法的根拠を欠くことが指摘されていること（準備書面(26)第3章第1（18頁）：本書証45頁）</p> <p>・「判断によっては事業運営に重大な影響が及ぶおそれがある事業者の主張、証拠を、規制委側がきちんと受け止めていない感があります。」として、有識者会合は行政手続としての手続保障が講じられていないと指摘されていること（準備書面(26)第3章第1（18頁）：本書証45頁）</p>
--	---

乙D第57号証

証拠の標目	原子力関連施設をめぐる紛争と行政訴訟の役割－補論 (一橋法学14巻2号所収) (一橋大学ウェブサイト http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/27403/1/hogaku0140203670.pdf よりダウンロード) [367ないし385頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月
作 成 者	高橋滋
立 証 趣 旨	<p>本書証は、行政法の研究者（一橋大学大学院教授）である筆者が、原子力発電所をはじめとする各種の原子力関連施設をめぐる紛争における行政訴訟の役割等について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「原子力規制委員会は、平成26（2014）年12月3日、『敷地内破碎帯調査に関する有識者会合の進捗状況について』（原子力規制庁）を了承した。そこでは、①新基準への適合性審査は、原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づく許認可を行うに際して、審査会合やヒアリングを通じて審査を行った上で処分を決定するものであるから、敷地内破碎帯の活動性についても、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定すること、②その際、有識者会合による</p>

	<p>評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行うこと、が明文化された。これらの内容は、法令に準拠した適切な方針であると考えられる。しかしながら、①それまでの間、原子力規制委員会において、有識者会合により破碎帯が活断層と認定された場合には処分にかかる審査に入らないかのような発言があったこと（例えば、参照、平成24年度原子力規制委員会第33回会議資料8-2（「新規制施行後の審査等について（案）」）、及び同会議議事録37頁）、②再稼働の申請が計画されている原発の敷地内破碎帯の評価をめぐって事業者との意見対立が表面化してから、かなりの年月が経過してからの判断であること等は、行政法学上の見地からは疑問の余地がある。」として、あたかも有識者会合が新規制基準適合性審査に前置されるかのような発言が平成26年以前に散見されたことは行政法学上の見地から疑問の余地があるとされていること（準備書面(26)第4章第1の2(2)（23, 24頁）：本書証384頁）を明らかにする。</p>
--	--